

見附市一般旅券発給等事務印紙等購買基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

見附市長 稲 田 亮

見附市条例第 1 0 号

見附市一般旅券発給等事務印紙等購買基金条例の一部を改正する条例

見附市一般旅券発給等事務印紙等購買基金条例（平成 1 8 年見附市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

見附市一般旅券発給等事務印紙購買基金条例

第 1 条中「及び新潟県収入証紙（以下「証紙」という。）」を削り、「印紙等」を「印紙」に改める。

第 3 条の見出し中「、証紙」を削り、同条中「及び証紙」を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。